

排出事業者のための有益情報満載ニュースレター

WASTE TODAY

3月号
2024

2024.3.29

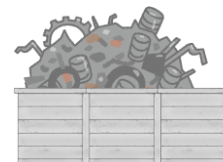
発行者：株式会社リーテム



今月のテーマ

「排出者が知っておくべき“ヤード規制条例”の背景」

「ヤード」とは、囲いのある作業場という意味ですが、資源循環関連の企業では、再生資源を保管する屋外の施設を「ヤード」と呼んでいます。中でも自動車解体や中古車販売に係る資源の保管の場合は「自動車ヤード」、金属スクラップは「スクラップヤード」などということもあります。近年、このスクラップヤードに関して、不適切な保管によって土壌汚染や悪臭の発生など環境を損なうような営業をしている事例が増え、自治体が新たに条例を定めて規制を行う動きがあります。この“ヤード規制条例”について概要を整理しました。



なぜ環境を損なう様なスクラップヤードが増えたのか

以前は、金属スクラップや大型の機器等の再生資源は「雑品」と呼ばれ、海外、主に中国に資源として輸出されていました。これがバーゼル法の改正により規制対象となり、国内で保管・リサイクルされる物量が増えてきています。

バーゼル法の改正については過去のコラムをご確認ください。

2018.09.25 「10月1日施行 改正バーゼル法」

<https://www.re-tem.com/ecotimes/column/2018sep/>

2018.10.26 「いま知りたい“スクラップ売却”のこれから」

<https://www.re-tem.com/ecotimes/column/2018oct/>

屋外で保管しようとする再生資源が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」といいます）」が定める廃棄物である場合、取扱業者は、処理業の許可を取得する必要がある、廃掃法に従って再生資源の保管・処理を行わなければなりません。また、廃棄物ではなく、有価物（価値があるもの）であっても、これが「有害使用済機器」に該当する場合は、同じく廃掃法によって、取扱業者事業場の届出が求められており、保管のルールも定められています。

廃棄物

有価価値が無い物（排出者が処理費用を支払って引取りを委託するもの）は、廃棄物に該当し、取扱業者は廃棄物処理業の許可を取得していることが必要。
※廃棄物に該当するかどうかは、厳密には、性状、排出状況、商習慣などにより、総合的に勘案し判断する。

廃掃法の規制対象

有価物

有害使用済機器

家電4品目、小型家電など。
廃掃法（第十七条の二）によって、都道府県・政令市への届出が必要であり、保管方法も定められている。

廃掃法の規制対象

スクラップ

金属スクラップ、使用済みの業務用機器やその部品類、その他解体等がなされ、もとの製品の性状を留めていない端材など。



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F

TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

金属スクラップ等は、有価物にあたり、かつ有害使用済機器でもありませんので、廃掃法の対象には該当しません。よって、スクラップヤードについては、届出を必要とせず、保管方法についても明確な定めがありません。

改正バーゼル法で、国内で保管・リサイクルを必要とする量が増え、スクラップヤードが増えてきています。周辺環境に配慮したヤードがある一方で、敷地外への崩落や火災の発生リスクが高いヤードが、取り締まりを受けることなく営業を続けています。

自治体によるヤード規制条例

スクラップヤード等の事業運営を直接規制する法令等がないため、自治体は取り締まりができず、対処に苦慮している状況が続いており、条例によりスクラップヤードの営業を許可制とする自治体が出てきています。

再生資源の定義は自治体によって異なりますが、概ね、金属スクラップ（鉄筋、銅線、配電盤、モーター等）や廃プラスチック製品（水道メーター、廃家電等）となっており、これらを屋外で保管しているヤードについては、囲い・掲示板の設置、排水溝の整備、不浸透素材による底面舗装など、ルールに則した整備を行った上で、届出をして営業するように求めています。

自治体	条例名	規制対象	再生資源の内容
長野県 飯田市	環境保全条例 (2012年1月改正)	使用済物品等の屋外堆積場（面積の合計が300㎡を超えるもの又は高さ3mを超える状態が3日を超えるもの）	事業活動又は家庭生活から発生する使用済物品（木くず等は除く）
神奈川県 綾瀬市	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2019年7月施行)	再生資源物の屋外保管を行う事業場（面積が100㎡を超えるもの）	木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックを原材料とするもの。 分解、破碎、圧縮等の処理がされたものも含む。
千葉県 千葉市	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2021年11月施行)	同上	同上
茨城県 境町	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2021年12月施行)	同上	同上
千葉県 袖ヶ浦市	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2023年4月施行)	同上	同上
埼玉県 さいたま市	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2024年2月施行)	同上	同上
千葉県	特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 (2024年4月施行)	特定再生資源を屋外において、重機等を使用して積み上げて保管をする事業	金属、プラスチック、金属またはプラスチックが使用された製品。 破碎、切断、圧縮、解体されたものを含む。
茨城県	再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例 (2024年4月施行)	再生資源物の屋外保管を行う事業場（面積が100㎡を超えるもの）	木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックを原材料とするもの。 これらの混合物。 分解、破碎、圧縮等の処理がされたものも含む。
茨城県 常陸大宮市	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2024年4月施行)	同上	同上
山梨県	再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例 (2024年7月施行予定)	再生資源物の屋外保管を行う事業場（面積が300㎡を超えるもの）	金属を原材料とする物品、自動車用タイヤ（日本での自動車への装着を目的とした商品を除く）。 肥料（肥料を製造する過程にあるものも含む）、木材、建設工事に利用される物（汚泥、陶磁器くず、ガラス）。
埼玉県 越谷市	再生資源物の屋外保管に関する条例 (2024年7月施行予定)	再生資源物の屋外保管を行う事業場（面積が100㎡を超えるもの）	金属、プラスチック、木材、ゴム、ガラス、陶磁器、コンクリートを原材料とするもの。 これらの混合物。

💬 ヤード規制条例のない自治体では、ヤード業者とどう付き合えばよいのか

スクラップヤード自体が不適正というわけではありません。ヤード規制条例がない自治体においても、環境に配慮し、適切に保管をしているスクラップヤードもありますので、現地確認の上、優良業者を見極め取引することをお勧め致します。

あるいは、産業廃棄物処理業の許可を有しており、併せて有価物の買取もしている業者であれば、廃掃法に則った保管を行っていますので、そちらに引取り（買取）を依頼され、かつ、委託先監査を行って有価物の保管状況をお聞きになるのが良いでしょう。

🖋️ 編集後記

“ヤード規制条例”は、スクラップヤードの把握と不適正な保管・管理をしているヤード事業者の指導・摘発により、環境汚染リスクを限りなく減らし、かつ、適正に保管・管理をしている優良業者がより営業しやすくなるというメリットがあります。一方で、許可取得には、コンクリート舗装などの底面の整備や油水分離槽の設置などの設備投資が必要で、その維持管理にもコストがかかるため、既存業者の金銭的負担が大きいことが指摘されています。

不適正ヤードは、ヤードの維持管理コストを低く抑えているため、より高価でスクラップを買い付けることができます。不適正ヤードが、条例にて規制されていない地域に移設することで営業を続けることになれば、優良業者の取扱量が減り、結果として、以前よりも環境悪化を招くことになりかねません。自治体のヤード規制条例のみに頼るのではなく、排出者として、適正な業者の選定が求められています。



コラムの更新やサービスに関するお役立ち情報をお知らせするメールマガジン（月1回程度）を発信しています。配信希望の方は以下の「お問い合わせ」をクリック！
項目から「メールマガジン配信希望」を選んでください。 <https://www.re-tem.com/contact/>



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>